平成２０年（フ）第２５６号
埼玉県越谷市大字下間久里804番地10、旧住所東京都町田市鶴間556番地４　セントレー南町田205
破産者　井上　洋一
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４３号
神奈川県相模原市星が丘２丁目１番８号　ペルテ星が丘905
破産者　鯨岡　秀光
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２０年（フ）第６４７号
新潟県新潟市中央区万代３丁目４番14号　コーポ万代４階403号室
破産者　田村　直樹
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９０号
富山県高岡市立野3187番地
破産者　金田　哲男
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２０年（フ）第６１２号
大津市三井寺町８番18号　銭政ハイツ１Ｆ右、開始決定時の住所大津市下阪本６丁目９番15号
破産者　今江佐好子
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２１号
滋賀県草津市平井５丁目15番31号
破産者　松宮　清志
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０９号
大津市松陽４丁目３番３号
破産者　西出早智子
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１９８３号
京都市北区紫野下門前町27番地
破産者　立木　悦子
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０２号
京都市伏見区深草中ノ郷山町88番地２
破産者　木村　　誠
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第４７３号
滋賀県湖南市下田3285番地、破産手続開始決定時の住所京都市右京区太秦京ノ道町４－１メゾンドール京ノ道、住民票上及び申立時の住所京都府宇治市宇治妙楽171番地の26
破産者　手づくりとうふ雅こと　田中　保政
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成１９年（フ）第５２２号
愛媛県東温市野田１丁目21番地９　セフィラK101号
破産者　安永　　稔
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２０年（フ）第１０２７号
熊本市坪井１丁目２番７―203号
破産者　米田ひろみ
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第４６８号
宮崎市鶴島２丁目11番25―１号
破産者　緒方　大空
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２０年（フ）第１５３号
宮城県加美郡加美町字南寺宿32番地の２
破産者　株式会社三城
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２０年（フ）第２５４６号
大阪市浪速区木津川１丁目７番19号
破産者　近畿石灰株式会社
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第４５３６号
大阪府豊中市大黒町１丁目18番11号、開始決定時の住所大阪府豊中市南桜塚１丁目３番８―507号
破産者　被相続人亡　大竹　義一相続財産
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第６２０６号
大阪府茨木市野々宮２―11―13、商業登記簿上の本店所在地大阪府茨木市平田１丁目５番15号
破産者　有限会社千原運送
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８４号
大阪市中央区南船場１丁目11番３号
破産者　株式会社ネストリオーダー
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９５２号
神戸市東灘区田中町１丁目７番23号
破産者　株式会社東和工業
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係